

函 財 稅

函 観 総

令和 7 年 (2025 年) 7 月 22 日

総務常任委員会委員 各位

経済建設常任委員会委員 各位

財務部長

観光部長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

「函館市宿泊税」新設の総務大臣同意について

(財務部税務室)

(観光部観光総務課)

## 「函館市宿泊税」新設の総務大臣同意について

本市では、宿泊税導入に向け、令和7年第1回市議会定例会において「函館市宿泊税条例案」を提案し、令和7年3月14日に可決いただき、同日付けで公布いたしました。

函館市宿泊税は法定外目的税であり、新設にあたり総務大臣の同意を得る必要があることから、大臣協議の手続きを進めてきたところですが、この度、同意が得られましたのでお知らせいたします。

### 1 「函館市宿泊税」新設の総務大臣同意日

令和7年7月22日（火）

### 2 総務省報道発表資料

別紙のとおり

### 3 函館市宿泊税条例施行日（課税開始日）

令和8年4月1日（予定）

※ 正式な施行日（課税開始日）は、規則にて定めることとしております。

### 4 今後の予定

#### （1）宿泊者への周知

宿泊事業者を通じて、制度や使途について周知するとともに、本市ホームページや公式観光サイト「はこぶら」による情報発信、主要交通拠点へのポスター掲示など幅広く周知・広報いたします。

#### （2）宿泊事業者への対応

8月下旬に、宿泊事業者に対して、宿泊税の徴収事務手続や使途に係る説明会を開催いたします。

令和7年7月22日

## 北海道函館市「宿泊税」の新設

北海道函館市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される函館市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課 税 団 体	北海道函館市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	函館市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	観光資源の魅力の向上および発信、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・2万円未満 100円 ・2万円以上5万円未満 200円 ・5万円以上10万円未満 500円 ・10万円以上 2,000円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	(平年度) 約3.9億円
課 税 免 除 等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	(平年度) 約42.5百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 3月14日 函館市議会にて条例案可決
- ・令和7年 3月24日 総務大臣協議
- ・令和7年 7月22日 総務大臣同意
- ・令和8年 4月 1日 条例施行（予定）

## 連絡先

自治税務局企画課

担当：上田課長補佐、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。